

高齢者福祉サービス



市では、日常生活に支援が必要と思われる高齢者、現状のままだと自立生活が困難になるおそれがある高齢者、また、介護保険で要介護と判定され、介護サービスを受けている高齢者などを対象とした福祉サービスを行っていますので紹介します。

自立生活を継続するための 予防的サービス

予防的サービス

生きがいデイサービス

日帰りで施設に通いながら日常生活訓練や趣味活動などを行います。

対象 六十歳以上のひとり暮らし高齢者など

利用料 昼食代、材料費

生きがいホームヘルパー派遣

週二回二時間程度、ヘルパーを派遣し、家裏や日常生活の支援をします。

対象 六十五歳以上のひとり暮らし高齢者など

利用料 一時間百五十円

生きがいショートステイサービス

何らかの理由で一時的に自宅での生活が困難になったときに、七日間を限度に施設でお世話をします。

対象 六十五歳以上の高齢者

利用料 一日五百円、食事代

配食サービス

栄養のバランスのとれた昼食を、週一〜三回宅配し安否確認を行います。

対象 六十五歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者世帯で食事の支度が困難な人

利用料 一食二百円



元気クラブ（田子浦荘）

在宅生活を支援するサービス

軽度生活援助サービス

生活援助員を派遣し、家の中の整理整頓や簡単な大工仕事などを行います。

対象 六十五歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者世帯の人

利用料 一時間百二十円

寝具クリーニングサービス

専門の業者が寝具の丸洗い・乾燥・消毒を行います。

対象 六十五歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者世帯や、寝たきり・痴ほうの高齢者のいる世帯で所得税非課税の人

利用料 無料（年二回まで）

訪問理美容サービス

理・美容師が自宅を訪問し、理美容サービスを行います。

対象 六十五歳以上で寝たきりの人

利用料 理美容代は実費負担

緊急通報システムの貸与・設置

火災・ガス漏れセンサーと二十四時間連絡可能な緊急通報システム

貸与・設置

火災・ガス漏れセンサーと二十四時間連絡可能な緊急通報システム

貸与・設置

火災・ガス漏れセンサーと二十四時間連絡可能な緊急通報システム

貸与・設置

火災・ガス漏れセンサーと二十四時間連絡可能な緊急通報システム

STEMのセットを貸し出します。

対象 六十五歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者世帯の人

利用料 一か月千五十円（低所得世帯は無料）

大型ごみ戸別収集サービス

自宅に伺い家具類や家電製品などの大型ごみを回収します。

対象 六十五歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者世帯の人

利用料 無料

ただし、冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機は回収できません。

ふれあいコール

NTTから月二回電話をかけて様子を伺います。

対象 六十五歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者世帯の人

利用料 無料

福祉電話貸与サービス

電話機を無償でお貸しします。

対象 ひとり暮らし高齢者で、現在電話機のない人が負担）

利用料 通話料（基本料金は市が負担）

通話料（基本料金は市が負担）

通話料（基本料金は市が負担）

通話料（基本料金は市が負担）

通話料（基本料金は市が負担）

通話料（基本料金は市が負担）

通話料（基本料金は市が負担）

通話料（基本料金は市が負担）

通話料（基本料金は市が負担）

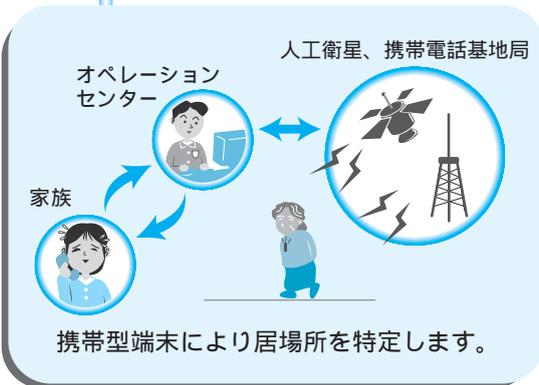


安心して豊かな生活を
お手伝いします

問い合わせ 生きがい福祉課 ☎55-2760

介護者を支援するサービス

はり・きゆう・マツ サービス費用助成
 対象 寝たきりや痴ほうの高齢者と同居し、
 六か月以上介護している人
 助成額 助成券(一枚千三百円)を年十枚支給し
 ます。
 介護者慰労金の支給
 介護度三丁五と認定され、慰労金の申請時か
 ら過去一年間介護保険サービスを利用していな
 い高齢者を在宅で介護している人に、年額五万
 円を支給します。(一部支給制限があります)
 紙おむつの支給
 紙おむつを毎月末に宅配します。
 対象 六十歳以上で寝たきりや痴ほうの人を
 在宅で介護している家族
 利用料 市民税非課税世帯は無料(課税世帯は
 実費負担)
徘徊高齢者探索サービス
 (平成十五年度新規サービス)
 痴ほう性高齢者が徘徊し行方不明
 になったときに、探索し居場所を知
 らせます。
 対象者 徘徊性高齢者と同居し介護
 している家族で市民税非課
 税世帯の人
 利用料 無料



は、介護保険で「要支援・要介護」と認定され
 ている人も受けられるサービスです。

相談やその他のサービス

在宅介護支援センター
 介護保険の申請代行や介護保険外の在宅高
 齢者サービスについての相談、必要なサービス
 を受けるための連絡調整などを行います。
 痴ほう相談
 在宅での痴ほう性高齢者の介護方法などにつ
 いて相談を受け付けます。
 養護老人ホームへの入所
 対象 六十五歳以上で、家庭環境や経済上の
 理由で在宅で生活することが困難な人
 本人、同居家族とも所得に応じて費用がかか
 ります。
 住宅整備資金貸付
 専用居室を持っていない六十歳以上の高齢者
 と同居しているか、同居しようとする親族に、
 三百万円を限度に、新築・改造に必要な資金を
 低金利で貸し付けます。
 成年後見制度利用支援
 痴ほうなどにより判断力が不十分な人を、法
 律面や生活面で支援します。
 特別障害者控除対象者認定書の発行
 六十五歳以上で、食事、排便などの日常生活
 に支障のある、いわゆる「寝たきり」になっ
 てから六か月以上たっている人に認定書を発行し
 ています。